



# 現職役員による不祥事に関する報告書

平成26年3月24日

公益社団法人日本プロゴルフ協会

## 目 次

1. はじめに	… 1
2. 事件の概要	… 2
(1) 第1事件	
(2) 第2事件	
3. 経緯	… 4
(1) 第1事件	
(2) 第2事件	
4. 調査委員会の調査内容及び認定した事実について	… 7
(1) 第1事件	
(2) 第2事件	
(3) 調査委員会の調査に関する第三者委員会の検証について	
5. 懲罰諮問委員会での審議について	… 13
(1) 第1事件	
(2) 第2事件	
6. 理事会での懲罰の審議について	… 18
(1) 第1事件	
(2) 第2事件	
7. 再発防止策について	… 19
(1) 暴排徹底宣言について	
(2) その他の再発防止策について	

## 1. はじめに

昨年、PGAの現職の副会長と理事が暴力団関係者と交際するという、あってはならない不祥事が発生いたしました。

このことにより、ゴルフファンの皆様をはじめ、関係団体の皆様、協賛社の皆様、関係者の皆様、そして会員の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

PGAといたしましては、この不祥事を重く受け止め、再発防止と信頼回復のため、昨年提唱した「暴排徹底宣言」に基づいて暴力団排除を推進していくと共に、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

この報告書は公益社団法人のステークホルダーである国民の皆様ならびに、PGAの会員の皆さまに昨年の不祥事に内容について改めて報告させていただくために作成いたしました。

従いまして、本報告書はPGAのホームページで公開することを踏まえ、個人名については匿名化してあり、役職名についてはその時点のものとさせていただきます。

なお、PGAの暴力団排除に関する今後の取り組みにつきましては、別途、ご案内させていただきます。

平成26年3月24日

公益社団法人日本プロゴルフ協会  
会 長 倉本 昌弘

## 2. 事件の概要

今回の不祥事は、平成25年8月に報道機関から、当時、現職の理事であったX理事が暴力団関係者と交際しているとの指摘に端を発したものであるが、その指摘に基づいてPGAの調査委員会が事実関係の調査を行い、懲罰諮問委員会での審議を経て、理事会においてX理事に対する最初の懲罰を決定しました。

その後、当時、現職の副会長であったY副会長が、X理事が懲罰を受けるに当たって認定された事実とは別に、X理事と共に暴力団関係者と会食及びゴルフプレーをしたとの自主申告があり、再度、調査委員会が事実関係の調査を行い、懲罰諮問委員会での審議を経て、理事会においてY副会長及びX理事に対する懲罰を決定したものであります。

本報告書においては、便宜上、X理事に対する最初の懲罰決定までを第1事件、Y副会長が自主申告した事実を第2事件として記載いたします。

### (1) 第1事件の概要

平成25年8月21日、時事通信社の記者2名が協会事務局を訪れ、応対した事務局員に対して、X理事が指定暴力団の会長である甲に対して、甲が暴力団関係者であることを知りながらレッスンを行ったり、甲に代わってX理事が所属するゴルフ場（以下：Pカントリークラブ）の予約を行っていることについて、PGAの見解を聞きたいとの質問書が手渡されました。

事務局からの報告を受けたE会長は、PGAのコンプライアンス委員長を務めているA顧問弁護士に報告し協議した結果、A顧問弁護士及び、B監事、C監事による調査委員会を立ち上げ、早急に事実確認のためX理事と面談を行うこととしました。

その後、X理事からは理事と代議員の辞任届が提出され、9月10日に開催した臨時理事会において辞任届を受理する共に、X理事の員倫理規程違反に対する懲罰について懲罰諮問委員会を開催して審議することを決定しました。

調査委員会による3回の面談を経て、調査委員会が認定した事実に基づき9月12日に開催された懲罰諮問委員会において、X元理事に対する懲罰について審議が行われ、「公益社団法人日本プロゴルフ協会 会員倫理規程」第7条ならびに第12条に違反することから「懲罰事由有り」と認め、「会員資格の一時停止が相当」との判断ならびに、一時停止の期間については8ヶ月とするが、6ヶ月経過後に暴力団排除への取り組みの姿勢など、本人の改悛の状況についてX元理事の所属地区から報告を受け、理事会において総合的に判断した上で期間を短縮することができるものとするとの答申が出されました。

そして、9月17日に開催された定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申を踏まえてX元理事に対する懲罰の審議を行った結果、答申通りの懲罰を課すことを決定しました。

## (2) 第2事件の概要

X元理事の懲罰を決定した理事会の翌日、9月18日にY副会長がA弁護士に対して電話にて自らに関する事実の概要の自主申告が行われました。

その概要は以下の通りです。

- ① 平成25年3月14日、X元理事と指定暴力団会長の甲・幹部の乙と飲食をともにした。但し、詳細な場所・店名は記憶にない。
- ② 平成25年4月27日、福岡県北九州市内のQゴルフ倶楽部において、X元理事、上記甲、乙と一緒にゴルフプレーをした。
- ③ 平成25年6月18日、Rゴルフ倶楽部コースにおいて、X元理事、上記甲、乙と一緒にゴルフプレーをした。
- ④ なお、甲らが指定暴力団の会長等であったことを認識したのは平成25年6月30日頃である。

上記①～③はいずれも第1事件でX元理事からの供述をもとに調査委員会が認定した事実とは異なるものでした。

その後、Y副会長からは理事と代議員の辞任届が提出され、10月5日に開催した臨時理事会において辞任届を受理する共に、Y副会長ならびにX元理事の会員倫理規程違反に対する懲罰について懲罰諮問委員会を開催して審議することを決定しました。

第2事件においては、Y副会長に対しては調査委員会が2回の面談を行い、X元理事については面談を拒否されたことから書面による照会を行いました。

その後、Y元副会長、X元理事の双方から提出された報告書を踏まえ、調査委員会が認定した事実に基づき10月24日に開催された懲罰諮問委員会において、X元理事に対する懲戒について検討が行われました。

その結果、Y元副会長ならびにX元理事に対して、「公益社団法人日本プロゴルフ協会会員倫理規程」に違反し、更に理事の職務権限規程の義務違反にも該当することから「懲罰事由有り」と認め、両名共に「退会処分」とすることが相当であるとの答申が出されました。

そして、10月28日に開催された定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申を踏まえてY元副会長ならびにX元理事に対する懲罰の審議を行った結果、答申通りの懲罰を課すことを決定しました。

### 3. 経緯

#### 第1事件の経緯

日時	内 容
平成25年8月21日	時事通信社の記者2名が来協し、X理事が指定暴力団の関係者と関係を持っている点（X理事本人に取材した際に、警察からも聴取を受けており、事実であることを認めているとのことであった）についてPGAの回答書が欲しいとの質問書が渡される。事務局で回答できる内容ではないので、E会長、コンプライアンス委員長（A弁護士）に報告の上、返答する旨を伝える。
平成25年8月22日	A弁護士と今後の対応について協議を行い、早急に事実確認のためX理事と面談を行うこと、ならびに面談はA弁護士、B監事、C監事の3名が担当することとした。
平成25年8月25日	E会長とA弁護士が博多のホテルにてX理事との面談を実施
平成25年8月30日	公益認定等委員会の担当官に第1回目の報告を行う。
平成25年9月2日	調査委員会（A弁護士、B監事、C監事）がX理事と面談
平成25年9月3日	公益認定等委員会の担当官に面談の報告を行う。
平成25年9月5日	E会長及び副会長4名がA弁護士の事務所を訪問し、状況説明を受けると共に、今後の方向性を検討。9月10日に臨時理事会を開催することを決定する。
平成25年9月7日	A弁護士がPカントリークラブを訪問し、X理事、G支配人と面談。
平成25年9月7日	E会長が時事通信社の記者と電話で話しをして、PGAとしてのコメントを出す。
平成25年9月9日	X理事よりE会長宛に理事の辞任届が提出される。（FAXにて）
平成25年9月9日	E会長が公益認定等委員会を訪問し、謝罪ならびに概要説明、辞任届の提出についての報告を行う
平成25年9月10日	臨時理事会を開催し、X理事から提出されている辞任届の受理。更に、会員倫理規程違反に対する懲戒については懲罰諮問委員会を開催して審議することとした。
平成25年9月10日	公益認定等委員会ならびに文部科学省に臨時理事会の概要を報告する。

平成 25 年 9 月 12 日	懲罰諮問委員会を開催して X 元理事の懲罰に対する検討を行う。
平成 25 年 9 月 17 日	定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申に基づいて X 元理事に対する懲罰の審議を行い、懲罰諮問委員会の答申通りの懲罰を課すことを決定する。

## 第 2 事件の経緯

日時	内 容
平成 25 年 9 月 18 日	Y 副会長が A 弁護士に対して電話にて自らに関する事実の概要の内部通報を行い、A 弁護士への報告の後、E 会長に対して謝罪を行う。
平成 25 年 9 月 20 日	E 会長が副会長を招集し、A 弁護士と共に Y 副会長と面談を行い、その後、今後の対応についての協議を行う。
平成 25 年 9 月 25 日	E 会長が調査委員会に対して、Y 副会長の件に関する調査依頼を行う。
平成 25 年 9 月 30 日	調査委員会による Y 副会長の面談を実施。
平成 25 年 9 月 30 日	時事通信の記者が来協し、Y 副会長に関する E 会長宛の質問状が渡される。回答期限は 10 月 3 日。
平成 25 年 9 月 30 日	事務局より X 元理事に調査委員会からの依頼として、暴力団関係者との交際について、更に事情説明をしていただきたいことがあるので、10 月 7 日に面談したい旨を伝えるも、面談は拒否される。書面または電話による確認は了解を得る。
平成 25 年 10 月 1 日	公益認定等委員会に第 2 事件の概要を報告。
平成 25 年 10 月 1 日	X 元理事に調査委員会からの照会状を送付。併せて事務局より、照会状が届く旨を電話で伝える。
平成 25 年 10 月 2 日	文部科学省にメールと電話にて今回の件の概要を報告。
平成 25 年 10 月 2 日	熊本日日新聞の夕刊に Y 副会長及び X 元理事に関する記事（6 月 18 日のゴルフの件）が掲載される。
平成 25 年 10 月 2 日	新聞への掲載を受け PGA としてのリリースを配信（6 月 18 日のゴルフ件）すると共に、10 月 5 日に臨時理事会を開催することを決定。
平成 25 年 10 月 3 日	X 元理事と A 弁護士が電話で会談し照会状の内容について録取を行う。
平成 25 年 10 月 5 日	臨時理事会を開催し、Y 副会長から提出された理事ならびに代議員の辞任届を受理することを決定。臨時理事会終了後に記者会見を実施。

平成 25 年 10 月 7 日	E 会長、C 監事、A 弁護士が警視庁を訪問し、今回の件の謝罪と共に、再発防止への協力要請を行う。
平成 25 年 10 月 8 日	調査委員会による Y 元副会長の第 2 回目の面談を行う。
平成 25 年 10 月 10 日	調査委員会より本件に関する中間の調査報告書が提出される。
平成 25 年 10 月 24 日	懲罰諮問委員会を開催し、Y 元副会長ならびに X 元理事の弁明を聴取した上で、答申書が提出される。
平成 25 年 10 月 28 日	定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申に基づき、Y 元副会長ならびに X 元理事に対する審議を行い、懲罰諮問委員会の答申通りの懲罰を課すことを決定する。



## 4. 調査委員会の調査及び認定した事実について

今回の不祥事においては、A顧問弁護士を委員長とし、B監事ならびにC監事を委員とする調査委員会が事実関係の調査に当たりました。

以下に調査委員会が行った調査及び認定した事実について記載します。

### (1) 第1事件

第1事件は時事通信社からX理事が暴力団関係者と交際していることに対するPGAとしての回答を求められたことが発端で発覚しました。

#### ① 調査委員会が行った調査

- ・ 8月25日、E会長とA調査委員長が、福岡県博多市内のホテルにてX理事と面談し、事実関係の確認を行う。
- ・ 9月2日、東京都内にてX理事と調査委員会（3名）による2度目の面談を行う。
- ・ 9月7日にA調査委員長がPカントリークラブを訪問し、X理事ならびにG支配人に面談を行う。

#### ② 調査委員会が認定した事実

X理事は8月25日の面談においては暴力団関係者との交際を否定していましたが、9月2日の調査委員会との面談において、平成23年11月頃から甲がPカントリークラブに来場していたこと、ならびに、平成25年7月頃までの間に30回以上来場し、Pカントリークラブの練習場で15～16回くらいワンポイントレッスンを行ったこと、更に、平成25年6月19日に甲と乙が2人で来場し、2組に分かれてX理事は甲とプレーし、その際、謝礼として5万円程度の金銭をもらったこと、及び甲とプレーしたのはこれ1回だけである旨の供述をしました。

そして、9月7日の追加調査を経て、最終的に以下の通りの事実認定を行いました。

X理事は平成25年6月19日、X理事が所属しているPカントリークラブにおいて、指定暴力団会長の甲と一緒にインコース9ホールのゴルフプレーを行い、数万円程度の謝礼を受領した。甲と知り合ったのは、平成23年11月頃に、過去に付き合いのあった暴力団関係者から「かたぎ」であるとの告知のもと、当該ゴルフ場のスタート予約を依頼された際に、その「かたぎ」とされる人物と一緒にプレーに訪れたことがきっかけであったが、甲が暴力団会長であると認識したのは平成24年4月頃に雑誌で顔写真を見た時であり、それ以降の付き合いは自粛していた。しかし、上記日時に甲と乙がスタートの予約もなくゴルフ場に来訪してきたが、(Pカントリークラブではセルフでのプレーならびに2人でのプレーを認めていなかったため)X理事は深く考えもせず、ゴルフプレーを伴にし数万円程度の金銭を受領したと認められる。上記ゴルフプレー以外の接点についてはX理事が所属しているPカントリークラブの練習場において、5分程度のワンポイントレッスンを10数回行ったが、全て、甲が暴力団関係者と認識する前であると供述している。

## (2) 第2事件

第2事件は9月18日にY副会長が、A調査委員長に対して以下の通りの内部通報を行ったことが発端で発覚しました。

- ・ 佐賀県武雄市内のゴルフ場で行われた日本プロ予選会の際、平成25年3月14日の夜にX元理事と共に指定暴力団会長の甲及び幹部乙と会食を行った。
- ・ 平成25年4月27日に福岡県北九州市内のゴルフ場（以下：Qゴルフ倶楽部）にて、5月行われるシニアツアー競技の下見を行った際に、X元理事と共に甲、乙と一緒にプレーした。
- ・ 平成25年6月18日に熊本県阿蘇市内のゴルフ場（以下：Rゴルフ倶楽部）において、X元理事と共に甲、乙と一緒にプレーした。その際にX元理事を通じて10万円の金銭を受領した。
- ・ 乙と電話でやりとりを15～16回行っているが、その内容についてはゴルフ談義など他愛のないものである。
- ・ 甲が指定暴力団の会長であることを認識したのは平成25年6月30日頃である。
- ・ 9月7日頃に警察（警視庁）から呼び出しがあり、9月17日の定例理事会終了後に警視庁にて聴取を受けた。9月10日（臨時理事会）の際は怖くて言えなかったため、18日にA弁護士に報告を行った。

### ① 調査委員会が行った調査

- ・ 9月30日、東京都内にてY副会長と調査委員会（3名）による面談を行う。
- ・ Y元理事に対して面談したい旨を伝えたが面談を拒否されたため、10月1日に照会状を送付し、X理事より10月5日付けで回答書が届く。
- ・ 10月7日、東京都内にてY副会長と調査委員会（3名）による2回目の面談を行う。

### ② 調査委員会が認定した事実

調査委員会はY副会長との面談ならびにX元理事からの回答書により、Y副会長の申告内容はいずれ事実であると認定し、それぞれについて以下の通りの評価を行いました。

#### 【Y副会長に関して】

Y副会長は一貫して甲が指定暴力団の会長であると認識したのは6月末頃であり、Y副会長が申告した事実があった時点では、その認識はなかったと調査委員会に述べているが、Y副会長は上記3月14日の食事会の際に、甲らを不動産業界の人か、あるいは裏稼業の人かなとも思ったと述べており、暴力団関係者であるかもしれないとの疑念を有していたと認められる。

にもかかわらず、Y副会長は、その後も2度にわたってラウンドを重ねているが、甲らを暴力団関係者と認識し得なかったのかと再三尋ねたところ、同人は分からねばならなかったのかもしれないが、自分は脇が甘い等との弁解を繰り返すだけであった。

Y副会長の弁解どおり、甲らが指定暴力団の関係者であるとの認識がないとすれば、倫理規程第7条に直接に該当しないようにもみえるが、同条では、「暴力団との認識」がなかったとしても（少なくとも「暴力団らしい」との認識はあったことに

よって)、より広い「反社会的勢力」との認識はあったと評価せざるをえないことから、「(反社会的勢力としての)これらの者と密接な協力関係にあるかのような印象を国民に与える行動をしてはならない」に抵触すると言わざるを得ない。

しかし、前後3回も交際していて、甲らが暴力団関係者であるとの認識がなかったとする弁解は、上記認定事実を全体的に考察すれば、著しく疑念が残ると言わざるを得ない。

また、4月27日のQゴルフクラブにおけるラウンドは、PGAのイベントのための下見として行われており、旅費・日当が支給されているが、本件ゴルフではPGAの部外者を参加させており、かかる行為は倫理規程4条に違反するとともに、理事の職務権限規程第2条(法令等の遵守・誠実職務遂行)の義務違反に該当する。

尚、Y副会長はPGAの理事・副会長として、X元理事の第1事件の懲罰を決した理事会に出席していたにもかかわらず、本件の事実を申告しなかった。その結果、PGAのX元理事に対する処分を誤らしめたと言わざるを得ない。

よって、Yについても懲罰諮問委員会にその処分について諮問することが相当であると思料する。

#### 【X元理事に関して】

X元理事は第1事件において、平成24年の春頃に雑誌によって甲が指定暴力団の会長であることを認識していたと供述していることから、Y副会長が申告した事実において、甲、乙らが指定暴力団の会長等であることを認識していた。

更に、Qゴルフクラブでのラウンドの際には、X元理事が同コース支配人に対して「一緒に回る予定の甲、乙が暴力団関係者ですが、かまわないですか。」とエントリーを申し出ている。

X元理事は、第1事件において会員資格一時停止の処分を受けているが、本件の事項は第1事件とは別件であり、X元理事は資格停止中であってもPGAの会員であるから、別件の倫理規程違反があれば、別段の処分を課されるべきである。

#### 【にぎりの評価の変更にに関して】

当初、Y副会長は4月27日のQゴルフクラブでのプレーの際、甲らといわゆる『にぎり』行為を行い、X元理事と共に各自5万円の現金を手にしたと供述していたため、調査委員会においても一度は「にぎり」を行ったとの認定をしましたが、その後、Y副会長から提出された報告書において、4月27日に受領した金銭は「にぎり」によるものではなく、レッスン料であると供述が変更された。

これに対して、X元理事の回答書には「にぎり」を行った記載されていたことから、後述する懲罰諮問委員会において、Y副会長に再確認を行った結果、1番ホールをスタートする前に、X元理事がにぎり行為を呼びかけたことは認められたが、賭け金の単価が4名によって合意されたとまでは認められないため、X元理事、Y副会長がホールアウト後に甲らから受領した金銭はレッスン料または謝礼と評価できると変更するに至った。

(3) 調査委員会の調査に関する第三者委員会の検証について

P G Aの行政庁である内閣府公益認定等委員会より、調査委員会について以下の通りの指摘がありました。

【公益認定等委員会からの指摘】

「貴法人の信頼回復のためには、外部の第三者による客観的な立揚からの調査を活用することが一案」ではないかと考えられること、この点については、日弁連の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」も一つの参考として参照の上、御検討願いたい。

公益認定等委員会の指摘のとおり、今回の事案において第三者委員会を設置することが望ましいことについては、P G Aとしても認識していましたが、P G Aとしては、今回のような反社会的勢力との関係などの不祥事については、迅速な調査と早期の処分が望ましいと考え、それが可能な内部調査委員会の方式を採用いたしました。

これは、P G Aのようなスポーツ団体においては、上下関係等の人間関係が非常に重視され、迅速な調査を行わなければ、口裏合わせ等の行為が行われる恐れがあり、かえって事実関係の究明に支障が生じる可能性があること、また、処分が遅くなれば、それだけ様々な憶測を呼び、当協会の信頼を損ねる可能性があるからです。

現実にP G Aは、事実関係の一部について究明しきれない点があったものの、調査委員会は与えられた権限の中でできる限りの調査を行い、処分を決定するに足る事実認定を行ったと認識しており、処分の内容についても、退会処分という厳正な処分を行っており、これまで2回のプレスリリースを経ても、当会の処分内容につき異議が述べられたことはありません。

また、X元理事に関する最初の案件を認知したのは8月21日の時事通信社の取材であり、当該案件は9月17日に処分を下しています。また、Y元会員に関連する案件は9月18日に申告を受け、10月28日に処分を下していますので迅速性の実現の点では満足すべきと認識しています。

更に、P G Aは理事及び代議員について、再度会員の信を問うべく出直し選挙を実施することといたしましたので、現体制を維持する意図で内部調査委員会の方式を採用したわけでもありません。

公益認定等委員会から指摘のあった日弁連の「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」も、経験豊富な弁護士等専門家による内部調査委員会による調査を否定するものではなく、2010年12月17日付「『企業不祥事における第三者委員会ガイドライン』の策定にあたって」においても、内部調査委員会か第三者委員会か「どちらのタイプの委員会を設けるかは、基本的には経営者等の判断に委ねられる。不祥事の規模や、社会的影響の度合いによっては、内部調査委員会だけで目的を達成できる場合もある。」と指摘するところ です。

P G Aが今回の事案で設置した調査委員会には、他の事案で第三者委員会を経験した専門家も含まれているほか、同ガイドラインのいう「適法・不適法の判断能力や事実関係の調査能力に長けた弁護士が参加することは、その経験からしても内部調査の信頼性を飛躍的に向上させることになり、P G Aの信頼回復につながり、当該調査等における委員として、何ら否定されるべきものではない。」からしても、信頼が置けるメンバーにより構成されています。従いまして、第三者委員会設置と同等の委員会とも評し得るものと思料されますので、上述のとおり、事実関係の究明及び適正な処分の決定という目的を達成していると認識しております。

しかしながら、公益認定等委員会からの指摘を踏まえ、12月27日に調査委員会の打合せを行ったところ、従前では調査の迅速性を優先して、協会内の調査委員会において手続きを進めていましたが、諸般の事情が一段落した現時点において、公益社団法人の公益性に鑑みて、調査委員会の調査について、独立・公正な第三者委員会の検証を経ることが望ましいとの見解が示されました。

更に、第三者委員会の委員として、刑事法分野に豊富な経験を有する弁護士が適任であるとして、S弁護士、T弁護士、U弁護士を中心とする若干名を推薦するとの提案が調査委員会よりなされました。

調査委員会からの提案を受け、その対応について平成26年1月6日、正副会長による協議を行った結果、独立・公正な第三者委員会によって、当協会内の調査委員会の調査について、客観的な検証を受けることが相当であると決しました。

そして、第三者委員会の調査結果を2月24日に開催される定時社員総会に報告したいと考え、そのためには至急の調査依頼が必要であるとの判断から、1月7日に第三者委員会を担当いただく弁護士に調査依頼を行いました。

第三者委員会の検証結果の報告書につきましては、既にP G Aの公式ホームページで公開しておりますが、以下に報告書の抜粋を載いたします。

(検証報告書の全文はP G Aの公式ホームページの「P G Aニュースバックナンバー」に掲載されています。)

**【第三者委員会検証報告書抜粋】**

- ① 本件調査委員会の3名の調査委員と、調査対象者であるX及びYの間には、いずれも個人的な利害関係等は存在せず、事実を歪曲するおそれのある人間関係等は認められない。
- ② 3名の調査委員は、組織の不祥事調査、経営に対するガバナンス、反社会的勢力対応等について多くの経験と専門性を有しており、また、協会の顧問弁護士ないし監事として協会のために稼働する立場であったとはいえ、A調査委員長は協会のコンプライアンス委員長、B調査委員及びC調査委員は監事兼コンプライアンス委員の立場にあるため、その職務内容は、協会内において執行部を牽制し、執行部の法令等遵守や反社会的勢力との関係根絶を推進する立場にあった。また、協会の執行部からは、当

初は問題が発覚しておらず、副会長として理事会等に出席していたYを含め、本件調査委員会による本件調査に何らかの不当な影響力が行使された事情もないので、調査委員に対して事実の歪曲を迫るおそれのある事情は認められない。

- ③ 本件調査委員会は、日本弁護士連合会の公表するいわゆる「第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会ではないものの、その調査過程は、同ガイドラインその他調査委員会による不祥事調査の実務において要求される水準に照らし、全体として公正かつ相当な調査であったと認められる。

なお、調査期間中に提出された中間報告における、X及びYと甲らとの間のいわゆる「にぎり」行為の認定（あくまでも暫定的なものではあるが）、そして最終報告における「にぎり」行為の認定の撤回については、その認定を行う前にさらなる調査があり得たこと、また、最終調査報告書においてかかる認定変更についての説明が十分でないことについては、本件調査委員会の調査過程に相当とは言えない面があったものと考えられる。しかしながら、後述④及び⑤のとおり、本第三者委員会としての独自追加調査の内容も踏まえると、結論としては、「にぎり」行為を否定した本件調査委員会の最終的な判断は合理的であったと考えられるため、上記の認定変更の経緯は、全体としての調査の公正性・相当性を覆すほどの重大性はないと評価する。

- ④ 本件調査委員会が判断の根拠とした資料等と、それに基づいて認定した事実関係を分析すると、本件調査委員会の認定事実は、全体としては合理的な経験則に基づく事実認定となっており、客観性を有しているものと認められる。Yが甲らと会食やゴルフプレーをした際に、甲らが暴力団員であることを認識していたかについても、本件調査委員会は、認識がなかったとするYの弁解は著しく疑念が残るとしており、合理的であると評価される。

ただし、上記のとおり中間報告での「にぎり」の認定は、「にぎり」に関する合意等の具体的な事実関係の証拠に基づいておらず、中間報告自体は暫定的なものであるが、合理性に欠ける面を否定できないと考えられる。また、最終報告での「にぎり」の認定の撤回も、上述のとおり追加調査があり得た点で、事実認定の根拠となる証拠が必ずしも十分ではなかったとも考えられる。しかしながら、上述③のとおり、結論としては「にぎり」行為を否定した本件調査委員会の最終的な認定事実に誤りはなかったと考えられる。

- ⑤ なお、「にぎり」については、たとえX及びYについて、甲らとの間で、ゴルフ練習場で顔を合わせていた事実や電話でのやりとりがあった事実が認められたとしても、過去にラウンドプレーをしていた事実が認められない本件では、賭け方、賭け金額、ハンディ等についての黙示の合意を認定することはできず、結局、これによっても「にぎり」行為が成立したと判断することはできない。

## 5. 懲罰諮問委員会での審議について

調査委員会が認定した事実を踏まえ、懲罰諮問委員会において以下の通り懲罰の審議が行われました。

尚、懲罰諮問委員会の委員構成は「懲罰手続規則」において以下の通り規定されています。

第4条 委員会は委員長1名、副委員長2名以内、委員3名以内で組織する。

2 委員長は本協会の顧問弁護士とし、副委員長は監事とする。

3 委員は東日本地区の代議員から1名、西日本地区の代議員から1名、懲戒対象の会員が在籍する地区の代議員1名とする。ただし、懲戒対象者が複数の場合は、前条の規定に拘わらず、3人を超えて委員を選任することができる。

4 委員は委員会召集のたびに会長が任命し、当該事項の理事会決議がなされた時点で退任とする。

### (1) 第1事件

9月12日、東京都内において第1事件におけるX元理事に対する懲罰について、本人の弁明を聞いた上で審議が行われ、以下の通りの答申が出されました。

#### ① 事案の概要

X会員が当協会理事在職中の平成25年6月19日(水)に、暴力団関係者と認識しながら、熊本県内のゴルフ場(Pカントリークラブ)にて9ホールのゴルフプレーを一緒に行った。

#### ② 会員の懲罰事由の有無に関する事項

「公益社団法人日本プロゴルフ協会 会員倫理規程」第7条ならびに第12条に違反することから「懲罰事由有り」と認めた。

#### ③ 懲罰の種類についての事項

「会員資格の一時停止が相当」と判断した。

なお、一時停止の期間については8ヶ月とするが、6ヶ月経過後に暴力団排除への取り組みの姿勢など、本人の改悛の状況についてX理事の所属地区から報告を受け、理事会において総合的に判断した上で期間を短縮することができるものとする。

#### ④ 処分の理由

社会全体に暴力団排除が浸透した今日、本件は大きく報道され、当協会が暴力団排除宣言をした直後のことで、当該会員が現職の理事でもあったことから、厳しく処断されて然るべし、との意見もあったが、従前の懲罰事例と比較すると、刑法犯を犯したのではなく、本人は進んで事実関係を述べ、理事並びに代議員も辞任している。

また、九州地区のその他の代議員からは、かかる理事を推薦した者として責任があるため、地区が一致して綱紀粛正の再スタートをはかるとともに本人の指導と監督にあたる旨の決意が示されている。

よって、上記③が相当であると思料した。

## (2) 第2事件

10月24日、東京都内において第2事件におけるY元副会長、X元理事に対する懲罰について、本人の弁明を聞いた上で審議が行われ、以下の通りの答申が出されました。

### ① Yが申告・通報した事項

本件に関する調査委員会の報告によれば、Yが本年9月18日に申告または通報したところの、指定暴力団会長甲との交際関係の概要は次のとおりであった。

- ・ 平成25年3月14日、X元理事と甲・乙と飲食をともにした。但し、詳細な場所・店名は記憶にない。
- ・ 平成25年4月27日、Qゴルフクラブにおいて、X元理事、上記甲、乙と一緒にゴルフプレーをした。
- ・ 平成25年6月18日、Rゴルフクラブにおいて、X元理事、上記甲、乙と一緒にゴルフプレーをした。
- ・ 尚、甲らを指定暴力団の会長等であったことを認識したのは平成25年6月30日頃である。

### ② 調査委員会が認定した事実（暴力団員である認識の有無については後述）

- ・ Y元副会長が申告・通報した事項はいずれも事実であると認める。

### ③ その他の調査委員会が判定した事実

- ・ 上記3月14日の食事会には、3名の若手プロならびにPGAの事務局員1名及び競技委員3名も同席していたが、いずれも、その場に同席した甲らが指定暴力団の関係者であることは承知していなかった。また、彼らについてはその後の交際もなかったものと認められる。
- ・ 調査委員会は中間報告において、4月27日のQゴルフクラブでのプレーの際に「Y元副会長・X元理事らは甲らといわゆる『にぎり』行為を行いY元副会長とX元理事は各自5万円の現金を手にした。」と述べたが、その後の調査の結果に基づき、以下の通り訂正がなされた。

Y元副会長、X元理事らと甲らが1番ホールをスタートする前に、X元理事がにぎり行為を呼びかけたことは認められるが、賭け金の単価が4名によって合意されたとまでは認められない。したがって、Y元副会長、X元理事はホールアウト後に甲らから各自5万円の現金を手にしたが、これはレッスン料または謝礼と評価できる。

なお、本件コースにおけるY元副会長・X元理事のプレーはPGAが主催するイベントの下見として行われており、両名には旅費・日当がPGAから支払われている。

- ・ 6月18日のRゴルフクラブにおけるプレーは、当初7名を予定しており、上記4名の他の3名は女性であったが、雨のためその2名は帰り、残る女性1名が加わって合計5名が2組に分かれてラウンドしている。なお、Y元副会長は甲・乙と、X元理事は知り合いの女性と2人で、それぞれラウンドしたものと認められる。



④ 認識の有無と程度

【X元理事について】

X元理事は上記の事実について、甲・乙らが指定暴力団の会長等であることを認識していた。なぜなら、同人は平成24年の春頃には雑誌によって甲を指定暴力団の会長と認識していたからである。

X元理事は、甲らが暴力団の最高幹部であることを承知していながら親密な交際を続けていて本件に至ったと認められる。

上記Qゴルフクラブでのプレーでは、X元理事が同コース支配人に対して「一緒に回る予定の甲・乙が暴力団関係者ですが、かまわないですか。」とエントリーを申し出ている。かかる事実は、九州のゴルフ場が暴力団排除宣言を表明するに及んで、甲らがゴルフをすることができる機会が減少しているが故に、甲らの依頼によりX元理事が甲らのプレーの機会を確保すべく率先していたことをうかがわせる。

【Y元副会長について】

Y元副会長は一貫して甲が指定暴力団の会長であると認識したのは6月末頃であり、本件の事実があった時点では、その認識はなかったと調査委員会に述べている。

なお、Y元副会長は上記3月14日の食事会の際に、甲らを不動産業界の人か、あるいは裏稼業の人かなとも思ったと述べており、暴力団関係者であるかもしれないとの疑念を有していたと認められる。

にもかかわらず、Y元副会長は、その後も2度にわたってラウンドを重ねているが、甲らを暴力団関係者と認識し得なかったのかと再三尋ねたところ、同人は分からねばならなかったのかもしれないが、自分は脇が甘い等との弁解を繰り返すだけであった。はっきり、指定暴力団とかこの組の誰と分かっていたらプレーはしないと断ったかもしれないが、何となく暴力団かなと疑いを持っただけでは断れずプレーしてしまった、と言うのであるが、かかる弁明は調査委員会の疑念を払拭し切れていない。

⑤ 懲罰諮問委員会の判断

【X元理事について】

・ 前提事実

X元理事は、既に平成25年6月19日にPカントリークラブにおいて指定暴力団の甲らとゴルフプレーをしたことに関して、会員資格一時停止の処分を受けている。しかし、本件の事項は上記の第1事件と別件であり、X理事は資格停止中であってもPGAの会員であるから、別件の倫理規程違反があれば、別段の処分を課されるべきである。

本件の事実は明白に倫理規程第7条に違反している。

また、第1事件においては、他に甲らと飲食をともにしたこともなければ、ラウンドしたこともない、と虚偽の供述をしており、かかる言動は、倫理規程の前文・第2条・第4条・第12条にも違反していると認められる。

なお、調査委員会が同人に対して、本件以外にも甲らとの交際があるかと問いただしたところ、同人からは「弁護士と話をしてください」と回答したことがあったが、本日、当委員会に出頭して「本件以外には一切ない」と言明した。

前記のとおり、X元理事はPGAの職員、競技委員の他に若手プロをも甲らとの飲食に同席させる他に、Pカントリークラブでのゴルフにおいては若手プロにキャディーをさせているが、これも上記と同様の規程に違反すると言わなければならない。

X元理事は10月5日付けの回答書にて、Qゴルフクラブにおいて、いわゆる「にぎり」行為を行い、甲、乙からY副会長とともに5万円の金銭を受領したと供述しているが、この「にぎり」が「賭けゴルフ」や「賭博」に該当するかを検証した結果、スタート前に具体的な賭け金の額を決めていたものではないというYの供述から判断すると、「にぎり」という言葉は使ったことはあるものの、「賭けゴルフ」という意味までを示しているとは認めがたい。よりは、むしろレッスン料ないしはプレー同行の謝礼としての意味合いと解することが妥当であると思われる。

上記Qゴルフクラブにおけるラウンドは、PGAのイベントのための下見として行われており、旅費・日当が支給されているが、本件ゴルフではPGAの部外者を参加させ、それも反社会的勢力との疑いを持った者を同行させており、かかる行為は倫理規程4条に違反するとともに、理事の職務権限規程第2条（法令等の遵守・誠実職務遂行）の義務違反に該当する。

#### ・ 結論

懲戒処分の答申決定に当たっては、同人が既に社会的制裁を受けており、暴排セミナー等に積極的に参加して反省・改悔の実を上げると述べたことを勘案して、退会処分とするのが相当であるとする意見と、多くの倫理規程に違反しているから除名処分が相当であるとする意見に分かれたが、最終的に採決を取った結果、X元理事を退会処分とすることが相当であるとの答申が決定された。尚、従前の資格停止処分は失効するものとする。

#### 【Y元副会長について】

##### ・ 前提事実

Y元副会長の弁解どおり、本件の時点では、甲らが指定暴力団の幹部であるとの認識がないとすれば、倫理規程第7条に直接に該当しないようにもみえるが、同条では、「暴力団との認識」がなかったとしても（少なくとも「暴力団らしい」との認識はあったことによって）、より広い「反社会的勢力」との認識はあったと評価せざるを得ないことから、「（反社会的勢力としての）これらの者と密接な協力関係にあるかのような印象を国民に与える行動をしてはならない」という明文規定に抵触すると言わざるを得ない。

しかも、前後3回も交際していて、甲らが暴力団関係者であるとの認識がなかったとする弁解は、上記認定事実を全体的に考察すれば、著しく疑念が残ると言わざるを得ない。

しかも、前後3回も交際していて、甲らが暴力団関係者であるとの認識がなかったとする弁解は、上記認定事実を全体的に考察すれば、著しく疑念が残ると言わざるを得ない。

調査委員会の中間報告によると、Qゴルフクラブにおいて、X元理事はいわゆる「にぎり」行為を行った旨を述べて、甲、乙からY元副会長とともに5万円の金銭を受領していると認定されているが、当委員会でY元副会長が「にぎり」否定したため、当該行為が「賭けゴルフ」や「賭博」に該当するかを検証した結果、スタート前に具体的な掛け金の額を決めていたものではないというY元副会長の供述から、「にぎり」という言葉は使っているものの、「賭けゴルフ」とまでは認め難く、むしろレッスン料ないしはプレー同行の謝礼としての意味合いが強いと認めることが妥当であると判断した。

上記、Qゴルフクラブにおけるラウンドは、PGAのイベントのための下見として行われており、旅費・日当が支給されているが、本件ゴルフではPGAの部外者を参加させ、それも反社会的勢力との疑いを持った者を同行させており、かかる行為は倫理規程4条に違反するとともに、理事の職務権限規程第2条（法令等の遵守・誠実職務遂行）の義務違反に該当する。

更に、Y元副会長はPGAの理事・副会長として、上記、第1事件の懲罰を決した理事会に出席していたにもかかわらず、本件の事実を申告しなかった。その結果、PGAのX元理事に対する処分を誤らしめたと言わざるを得ない。

#### ・ 結論

懲戒処分の答申決定に当たっては、本件を自発的に申告したこと、甲らを指定暴力団の幹部と認識していなかったと弁解していること、Y元副会長が暴排セミナー等に積極的に参加して反省・改悔の実を上げると言明したことを考慮して、退会処分とするのが相当であるとする意見と、暴力団関係者とうすうす気づいていたのに倫理規程違反を繰り返したのは副会長にあるまじき行為であるから、除名処分が相当であるとする意見に分かれ、最終的に採決を取った結果、Y元副会長を退会処分とすることが相当であるとの答申が決定された。

## 6. 理事会での審議について

懲罰諮問委員会の答申を踏まえ、理事会において以下の通りの審議がなされ、X元理事、Y元副会長に対する懲罰が決定されました。

### (1) 第1事件

平成25年9月10日に開催された臨時理事会において、A調査委員長より、その時点で確認されている事実関係の説明がなされ、最終的にX理事から提出された理事ならびに代議員の辞任届を受理した上で、会員としての倫理規程違反に対する懲罰について、懲罰諮問委員会を開催して検討し、9月17日に開催される定例理事会で懲罰を決定することが全会一致で決議されました。

そして、9月17日に開催された定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申を踏まえてX元理事に対する懲戒について審議した結果、懲罰諮問委員会の答申通り、会員資格の一時停止とし、一時停止の期間については8ヶ月とするが、6ヶ月経過後に暴力団排除への取り組みの姿勢など、本人の改悛の状況についてX元理事の所属地区から報告を受け、理事会において総合的に判断した上で期間を短縮することができるものとする事が、異議なく承認されました。

### (2) 第2事件

平成25年10月5日に開催された臨時理事会において、A調査委員長よりY副会長からの申告概要、面談概要について説明がなされ、最終的にY副会長から提出された理事ならびに代議員の辞任届を受理した上で、Y副会長及びX元理事の会員としての倫理規程違反に対する懲罰について、懲罰諮問委員会を開催して検討し、10月28日に開催される定例理事会で懲罰を決定することが全会一致で決議されました。

そして、10月28日に開催された定例理事会において、懲罰諮問委員会の答申を踏まえてY元副会長ならびにX元理事に対する懲戒について審議を行いました。

E会長より、X元理事の懲戒処分について、懲罰諮問委員会の答申通り退会としたい旨が諮られ、採決の結果、賛成16名、(退会では処分が軽いとして)反対2名となり、X元理事を退会処分とすることが可決されました。

続いて、E会長より、Y元副会長の懲戒処分について、懲罰諮問委員会の答申通り退会としたい旨が諮られ、採決の結果、賛成14名、(退会では処分が軽いとして)反対4名となり、Y元副会長を退会処分とすることが可決されました。

更に、E会長より、副会長を退職した者には、在職年数に応じて功労金を支給することが功労金支給規程に定められているが、Y元副会長に対して功労金を支給すべきかどうか審議していただきたい旨が提議され、採決の結果、支給しないことが可決されました。

## 7. 再発防止策について

現職の副会長、理事が暴力団関係者と交際するという不祥事を重く受け止め、Y元副会長、X元理事の懲罰を決定した理事会において、調査委員会より再発防止策として後述する「暴排徹底宣言」が提案され、その骨子について全会一致で承認されました。

### (1) 暴排徹底宣言について

暴排徹底宣言は以下の6項目を骨子としています。

- ① 理事・代議員に対する信頼回復のため出直し選挙を実施する。
- ② 倫理規程違反に対する自主申告の推奨
- ③ 会員による倫理規程違反を調査する「特別聞き取り調査委員会」の設置
- ④ 内部通報制度の緊急措置
- ⑤ 暴追センターが実施する責任者講習の受講の徹底
- ⑥ 倫理規程の改正

①の出直し選挙の実施については、11月5日の臨時理事会において各地区の理事がそれぞれの地区において代議員に事情を説明の上、辞職に同意してもらうよう説得を行いました。その結果、12月18日の定例理事会において、全代議員から辞職の意思確認ができたことから、平成26年1月に行われる地区大会において新たに代議員を選任した上で、2月の定時社員総会において新たな理事を選任しました。

②の倫理規程違反に対する自主申告の推奨、③会員による倫理規程違反を調査する「特別聞き取り調査委員会」の設置、④内部通報制度の緊急措置については、平成25年11月末に全会員に通達しました。

⑤の暴追センターが実施する責任者講習の受講の徹底については、出直し選挙を管轄する選挙制度等検討委員会において、詳細を検討していくこととしています。

⑥の倫理規程の改正については、12月18日の定例理事会において、会員倫理規程に「会員は暴力団または暴力的あるいは詐欺的行為その他違法不当な行為を組織的、常習的に行うおそれある者と接触した場合ならびに、他の会員が接触した事実を知った場合には、直ちにPGA本部または内部通報担当者に通報しなければならない。」との条文を追加することを決議しました。

### (2) その他の再発防止策について

- ① 調査委員会よりコーポレートガバナンスの実効性を確保することを目的として「理事会の議長は、外部理事がこれにあたり、もって倫理規程の遵守などのコンプライアンス体制を強化する。理事会の議長は、総務財務委員会・選挙制度等検討委員会・倫理コンプライアンス委員会を統括し、この権限においてはPGAを代表する（代表理事とする）」との提言がなされており、今後検討することとしています。

② 全会員に対して、暴排徹底宣言における倫理規程違反に対する自主申告の推奨において懲戒の対象とした、全国で暴排条例が施行された2011年10月1日以降において、反社会的勢力との交際がなかったかについてのアンケートを平成25年12月に送付しました。

③ 出直し選挙の実施に伴い、各地区から選ばれた会員理事候補及び会員外理事候補、監事候補に対しては、定時社員総会の前までにヒアリングを行い、反社会的勢力との交際がないことを確認しました。

更に、平成26年2月24日の定時社員総会において理事に選任された会員理事からは、反社会的勢力との交際がないことの確約書ならびに、理事就任後に反社会的勢力との交際の実態が判明した場合は、退会または除名されても異議を唱えない旨の誓約書が提出されています。

尚、会員外理事ならびに監事からも、反社会的勢力との交際がないことの確約書ならびに、役員就任後に反社会的勢力との交際の実態が判明した場合は、解任されても異議を唱えない旨の誓約書が提出されています。

また、会員理事だけではなく、代議員からも同様の誓約書を取ることにしています。